

長 建 協 発 第 5 5 号
平成 2 8 年 4 月 2 7 日

会 員 各 位

一般社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
〔 公 印 省 略 〕

建設業退職金共済制度の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設業退職金共済制度は、建設業界における労働福祉の一環として、昭和 39 年に創設されて以来、225 万人の建設労働者の方々に 1 兆 6 千億円の退職金が支給され、また、現在も 17 万 2 千の事業所、310 万人の労働者の方々が建退共制度に加入されています。

このたび、未請求退職金発生防止及び短期離職者対策の強化等を進めるため、中小企業退職金共済制度の一部改正を含む独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律及び関連政省令等が交付され、建退共制度においても、別添一部抜粋版のとおり、本年 4 月 1 日より同制度の予定運用利回りが 2.7 %から 3.0 %に引き上げられるなど、制度が一部改正されることとなりましたのでお知らせ申し上げます。